最終更新日：2019年6月28日

モーニングスター株式会社
代表取締役社長 朝倉智也
問合せ先：管理部
証券コード：4765
http://www.morningstar.co.jp/ir/financials/index.ht

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行することが、取引先や社会からの信頼を確保し、企業価値の増大を通じて株主に対する責任を果たしていく上で重要であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると認識しております。
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の「意思決定」、「業務執行」の分離を明確にし、取締役会ほか当社の各組織・職位の分掌、権限及び責任を社内諸規程で明確に定め、社内諸規程を遵守すること、絶えず経営管理制度と組織、仕組みの見直しと改善に努力することにより、企業経営の透明性と健全性を維持することであります。
また、社外取締役を設置し、法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスを強化・充実を図っております。
さらに、監査役監査及び内部監査を強化することにより、法令、定款、社内諸規程の遵守を保証し、経営と執行に対する監視機能を高めることもコーポレート・ガバナンスの基本的な取り組みとして重要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

該当事項はありません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	39,466,100	46.99
MORNINGSTAR, INC.	25,168,400	29.97
THE BANK OF NEW YORK 134105	1,896,800	2.25
鈴木智博	1,590,000	1.89
富春勇	1,083,000	1.28
自己株式	1,081,170	1.28
朝倉智也	378,400	0.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	325,900	0.38
BBH FOR BBHTSIA FIDELITY COMMON CONTRACTUAL FUND II －JAP EQ－LIN TRAIN	288,000	0.34
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	202,105	0.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	SBIホールディングス株式会社 （上場：東京） （コード） 8473

補足説明 更新

当社の親会社は、SBIホールディングス株式会社およびSBIグローバルアセットマネジメント株式会社であります。
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社は、当社株式を2．資本構成(1)大株主の状況に記載のとおりの株式数・割合で保有する当社の親会社及び主要株主である筆頭株主であります。また、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社は、SBIホールディングス株式会社の100%子会社であります。
SBIホールディングス株式会社は、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社を通じて、当社の株式を間接保有し、当社を支配できる状況にあり、当社を連結しております。

ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社はＳＢＩグループにおける資産運用サービス事業の中間持株会社であり、独自の事業を行なっておりません。従って、当社に与える影響が最も大きい親会社はＳＢＩホールディングス株式会社であります。
SBIホールディングス株式会社及び同社の子会社、持分法適用関連会社から構成されるＳＢＩグループは、ＳＢＩ証券や住信ＳＢＩネット銀行、ＳＢＩ損害保険など、金融商品や関連するサービス・情報の提供等を行う「金融サービス事業」のほか、国内外のIT、バイオ、環境・エネルギー及び金融関連のベンチャー企業などへの投資等を行う「アセットマネジメント事業」、医薬品・健康食品・化粧品等におけるグローバルな展開を行う「バイオ関連事業」を主要事業とする企業グループであります。
当社グループは、「アセットマネジメント事業」の中核企業として事業を展開しております。
当社グループはＳＢＩホールディングスグループの各社に情報サービスやコンサルティングサービスを提供しております。また、ＳＢＩホールディングス株式会社から事務所の転貸借を受けております。また、役員の兼務及び従業員の出向派遣や受け入れを行う関係にあります。
当社グループは、親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社とその傘下に擁する金融関連のグループ企業各社と緊密な関係を保つことで、相互のシナジー効果によって競争力の強化を図ることができ、効率的な経営と事業展開を追求していくことができます。
一方、当社グループとＳＢＩホールディングスグループとの関係について、ユーザーが当社グループの提供する情報に関して客観性や中立性が欠如していると判断した場合、双方の関係について不適切な報道等があった場合などは、当社の評価機関としてのイメージが低下することも考えられます。
当社グループの営業基盤は、当社グループが行う各種の比較・評価の客観性と中立性にあると考えております。したがって、ユーザーからの当社グループの信頼性が損なわれないように、ＳＢＩホールディングスグループとの協力関係を維持しながら、客観的かつ公正な比較・評価情報が提供できるように、当社グループの独立性を最重要視していく方針です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社およびそのグループ企業に当社の情報サービスやコンサルティングサービスの提供などの営業取引に加えて、役員の兼務及び従業員の出向派遣や受け入れ、業務の委託等の取引があります。
当社グループは、親会社であるＳＢＩホールディングス株式会社とそのグループ会社と取引を行う場合にも、客観的かつ公正な取引を行うことを方針としております。
当社は、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の一部として、親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行い、適正な取引を確保することを取締役会で決議しております。
内部監査・監査役監査においても支配株主等との取引等が、内部統制システムに関する基本方針に従って、取引条件が一般的な取引条件と同様に決定しているかを監査重点項目としております。
上記により、ＳＢＩホールディングス株式会社およびそのグループ会社とは、事実上の制約を受けることなく、公正な取引が確保されているものと考えております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大鶴基成	弁護士											
ビリー・ウェード・ワイルダー	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

大鶴基成	○	1980年4月 検事任官 2000年6月 東京地検特別捜査部副部長（財政経済担当） 2001年4月 法務省刑事局公安課長，司法試験委員 2002年8月 東京地検特別捜査部副部長（特殊直告担当） 2005年4月 東京地検特別捜査部長 2007年1月 函館地検検事正 2008年1月 最高検検事（財政経済担当） 2010年3月 東京地検次席検事 2011年8月 最高検公判部長，検事退官，弁護士登録（第一東京弁護士会），サン綜合法律事務所所属　客員弁護士（現任） 2012年7月アウロラ債権回収㈱社外取締役（現任） 2012年12月META Capital㈱　社外取締役 2014年1月一般社団法人日本野球機構調査委員長（現任） 2014年6月イオンフィナンシャルサービス㈱社外取締役 2015年6月当社 社外取締役（現任） 2017年3月ＳＢＩインシュアランスグループ㈱社外監査役（現任）	大鶴基成氏は、検事、弁護士としての豊富な知識と経験を有し、法務・コンプライアンスを中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、2015年6月17日開催の当社第18期定時株主総会において、社外取締に選任されました。 また大鶴基成氏は、当社（子会社を含む）、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、また、当社と一切の取引関係、契約関係はなく、独立・中立性の立場を保持しているため、独立役員に選任いたしました。
ビリー・ウェード・ワイルダー	○	1967年５月 米国陸軍入隊 1970年５月 Western Electric, Technician 1977年４月 Fujitsu Ltd., Contractor, OverseasTechnical Publications 1979年11月 Hewlett Packard, Japan, ServiceSupport Engineer and Head of Technical Publications 1986年４月 シュローダー証券会社 日本株調査部長 1992年12月 フィデリティ投信株式会社 入社 1995年９月 フィデリティ投信株式会社 代表取締役社長 2004年７月 日興アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2014年１月 GIC証券株式会社（現GIキャピタル・マネジメント株式会社）取締役 2014年９月 MATT.ER K.K., Senior Consultant &Chief Investment Officer（現任） 2016年４月 マネックスグループ株式会社 社外取締役 2016年４月 Prospect Co., Advisor 2019年６月 当社 社外取締役（現任）	ビリー・ウェード・ワイルダー氏は、約18年間の国内の資産運用会社の経営経験があり、日本の資産運用業について豊富な知識と経験を有しています。 また、上場企業の社外取締役の経験もあります。アセットマネジメント事業を中心に当社の経営に対する監督や経営全般に係る助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実を図ることができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人から、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、第２四半期・期末決算時に説明を受けております。
監査役会と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をしています。
監査役会と内部監査室は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、定期的に状況報告、意見交換を行っております。監査役と内部監査室は、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、法令、定款、社内諸規程の遵守を保証し、経営と執行に対する監視機能を高めるために連携をしています。
また、内部監査室と会計監査人は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、定期的に状況報告、意見交換を行っておりま

す。内部監査室と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長野　和郎	他の会社の出身者													
小竹　正信	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長野　和郎	○	<略暦> 1975年4月 ㈱富士銀行(現 ㈱みずほ銀行)入行 2002年4月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)大手町営業第五部長 2004年4月 同行執行役員大手町営業第五部長 2004年6月 同行執行役員営業第一七部長 2005年4月 ㈱みずほフィナンシャルグループ理事 2005年10月 ㈱みずほプライベートウェルスマネジメント取締役副社長 2009年6月 日油㈱取締役兼執行役員 2011年6月 同社取締役兼常務執行役員 2016年6月 ㈱ニチレイ社外監査役（現任） 2016年6月 ㈱オーバル社外取締役（現任） 2017年6月　当社社外監査役（現任）	長野　和郎氏は金融機関で培ってきた金融に対する豊かな経験と知識を有しており、また、金融機関や製造業における企業経営者として豊富な経験と見識を活かして、客観的・中立的観点から当社の経営の監督に充分な役割を果たしていただけるものと判断したため,2017年6月開催の当社第20期定時株主総会において社外監査役に選任されました。 また長野　和郎氏は、当社（子会社を含む）、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、また、当社と一切の取引関係、契約関係はなく、独立・中立性の立場を保持しているため、独立役員に選任いたしました。

小竹　正信	○	<略歴> 1978年4月 ㈱富士銀行(現 ㈱みずほ銀行)入行 1996年5月 同行資金部次長 1999年5月 同行飯田橋支店長 2002年4月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)公共法人部部長 2004年4月 ㈱みずほ銀行京都支店長 2006年7月 六花亭製菓㈱常務取締役 2011年12月 ㈱ゆうちょ銀行本社営業部門営業企画部担当部長 2012年4月 同行本社営業部門営業推進部法人営業室長 2012年6月 同行本社営業部門営業推進部法人営業室長兼東京エリア本部副本部長（営業担当） 2014年4月 みずほローンエキスパーツ㈱常勤監査役 2017年1月 みずほ銀行個人リテンション推進部参事役 2017年6月　当社社外監査役（現任） ＳＢＩジャパンネクスト証券株式会社　社外監査役（現任） 株式会社ニュートン・ファイナンシャル・コンサルティング社外監査役（現任）	小竹　正信氏は金融ビジネスの実務や金融商品などについて幅広い知識と経験を有しており、また、監査役としての経験も豊富であります。その経験を通じて培ってきた見識を活かして、当社の経営の監督に充分な役割を果たしていただけるものと判断したため,2017年６月開催の当社第２０期定時株主総会において社外監査役に選任されました。 また小竹　正信氏は、当社（子会社を含む）、当社の親会社、親会社の子会社においても現在および過去において、業務執行者であったことはなく、また、当社と一切の取引関係、契約関係はなく、独立・中立性の立場を保持しているため、独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

記載すべき事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役へのストックオプションとして、新株予約権を付与、有償新株予約権を割当しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

記載すべき事項はありません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役に支払った取締役としての報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

－－－

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

取締役及び使用人は、モーニングスターグループに関する次の事項を知ったときは、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、社外役員よりモーニングスターグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
2) 経営に関する重要な事項
3) 内部監査に関連する重要な事項
4) 重大な法令・定款違反
当社は、社外役員の求めに応じて、取締役及び使用人をして社外役員と定期的に会合を持たせ、モーニングスターグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、社外役員と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
当社は、社外監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、モーニングスターグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
社外監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、社外役員の職務の執行について生ずる費用については、社外役員の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。
当社は、社外役員から求めがあったときは、社外役員の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、社外役員と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した社外役員の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、社外役員と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。また、監査を強化することにより、経営と執行に対する監視機能を高めております。
当社の意思決定機関として、取締役会が、法令・定款に定める事項ほか会社経営の重要事項を決定したします。取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。
業務執行に関して、当社及び子会社の常勤の取締役及び執行役員で構成する常勤役員定例会を毎月1回開催し、業務執行に係わる重要事項を協議し、また、取締役及び執行役員間の意思疎通を図るとともに、業務執行を相互に監督しております。常勤役員定例会で協議した事項は、重要事項については取締役会で決議し、その他の事項は、稟議規則の則り、承認したのち、代表取締役執行役員社長が直接ないし、執行役員に指示して、業務執行をしております。
常勤役員定例会には、社外取締役、社外監査役が出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。
当社の監査役は3名中2名が社外監査役であり、社外監査役を含めた監査役は、代表取締役執行役員社長からは、四半期に一度、取締役執行役員管理部長からは、毎月、経営状況に関する説明を受け、必要に応じた質疑を行なっています。 社外監査役は四半期に一度、自ら証憑・資料等のチェックを行っており、また、常勤監査役（非社外監査役）から、毎月、監査の状況について説明を受け、協議しております。
また、当社は、代表取締役直属の部署として内部監査室を設置しており、当社各事業部及び子会社に業務が内部統制下において、関係法令、定款及び社内規程に従い、適正に業務されているかを監査しております。
会計監査につきましては、会計監査人とは決算時期・四半期決算時期のみならず、幅広い期間にわたって、状況報告、意見交換の機会を設けております。
なお、2019年3月期における会計監査体制は以下のとおりであります。
公認会計士の氏名等
指定社員業務執行社員 小堀 一英 古谷大二郎
所属する監査法人 有限責任監査法人トーマツ
取締役及び執行役員は、取締役会の決議により指名され、取締役は株主総会の承認を経て、就任しております。
取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、執行役員（常勤の取締役）5名、単体従業員68名、連結従業員91名（2019年5月31日現在）に対し、常勤監査役1名配置しており、日常の業務全般をも充分に監査できる体制となっております。また、社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しており、社外からに経営の監督・監視機能は十分に機能する体制が整っていると考えております。
内部監査は内部監査室員1名により行われておりますが、上記人員規模を勘案すれば、充分に内部監査が実施できる体制となっていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月17日開催の株主総会の招集通知を5月31日に発送しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後、株主に経営近況報告会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとに、アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。四半期決算説明会の動画及び資料を当社のホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算説明会の動画及び資料を当社のホームページに掲載しております。また、定時株主総会終了後の経営近況報告会の動画及び資料を当社のホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部が担当しております。	
その他	早期の決算発表に努め、四半期決算については、翌月20日前後に発表することにしております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の親会社であるＳＢＩホールディングスの「SBIグループ・コンプライアンス行動規範」を当社 のグループ・コンプライアンス行動規範とし、その遵守を取締役会で決議しております。 この行動規範は、以下の6つの行動規範で構成されており、ステークホルダーの立場の尊重に ついても規定しております。 1．顧客の信頼を得るための行動規範 2．株主等の信頼を得るための行動規範 3．社会に対する行動規範 4．よりよい企業風土をつくるための行動規範 5．組織の一員としての行動規範 6．経営者としての行動規範
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	児童の自立を支援し、産業界に児童福祉の啓発を行うことを通じて、児童福祉の充実及び向上 に寄与することを目的に設立された財団法人 SBI子ども希望財団の活動を支援しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制システムに関する基本方針)
1．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
当社は、企業経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するためには、内部統制システムに関する基本方針を決め、業務の適正を確保するための体制を整備して、業務執行を行なうことが重要だと認識しております。
当社が取締役会において定めている内部統制システムに関する基本方針の内容は以下のとおりです。
(最終改定　2015年5月19日)
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念･ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
2 当社は、取締役会及び原則月1回開催する常勤役員定例会 (当社及び子会社の常勤取締役及び常勤監査役で構成する。以下、定例会) において、取締役間の意思疎通を図るとともに代表取締役の業務執行を監督し、また、法令･定款違反行為を未然に防止するものとする。
3 当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題･問題の把握に努めさせる。
また、取締役会の決議により業務管理部門･管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的･客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。
監査の実施に際しては、社員のほか必要に応じて外部専門家等の助力を得て行なうものとする。
同部門は、内部監査計画で定める月に、また必要に応じて、内部監査結果報告書を作成し、代表取締役に提出する。同部門は、内部監査結果報告書を代表取締役に提出した後、遅滞なくその内容を監査役に説明する。
内部監査結果報告書の内容は、内部監査計画で定める月の取締役会に、および必要に応じて、代表取締役が取締役会に報告する。
4 当社は、取締役及び使用人が当社における法令･定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査室及び常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に直接通報を行なうための情報システムを整備するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録 (以下「文書等」という) に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
2 文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1 当社は、当社の業務執行及び経営理念･ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、管理部門を管掌する部門長及びシステム部門を管掌する部門長をして、これを補佐させるものとする。
2 当社は、経営危機が顕在化した場合には、リスク管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時且つ適切にリスク管理担当役員、管理部門を管掌する部門長及びシステム部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
1 当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
2 当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
3 当社は、取締役会及び定例会において、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行なうとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1 当社は、当社及び子会社から成る企業集団 (以下「モーニングスターグループ」という) における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、モーニングスターグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者 (以下「モーニングスターグループ役職員等」という) から、その職務執行にかかる事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行なうことができるものとする。
2 当社は、モーニングスターグループ役職員等が、法令･定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を当社の内部監査室及び常勤監査役など内部通報規程に定める通報先に対して直接報告するための内部通報制度を整備するものとする。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行なわないものとする。
3 当社は、モーニングスターグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員が、モーニングスターグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、モーニングスターグループ全体のコンプライアンス上の課題･問題の把握、情報の交換を行なうための会議を設置し、モーニングスターグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする
4 当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、モーニングスターグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理体制の適正性を、総合的･客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行なうものとする。
監査の結果は(1)1に定めるとおり、内部監査結果報告書に記載され、報告される。
5 取締役は、モーニングスターグループ役職員等の職務の執行において、法令･定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
6 当社は、モーニングスターグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、モーニングスターグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、モーニングスターグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるものとする。
7 当社は、モーニングスターグループ役職員等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するため、モーニングスターグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。
8 親会社、親会社の子会社、子会社との取引は、他の取引先と同様の基本条件、公正な市場価格によって行ない、適正な取引を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行ない、その意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1 取締役及び使用人は、モーニングスターグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりモーニングスターグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行なうものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
1) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
2) 経営に関する重要な事項
3) 内部監査に関連する重要な事項
4) 重大な法令・定款違反
5) その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
2 モーニングスターグループ役職員等からの内部通報の状況及びその内容については、当社の監査役に報告する。また、モーニングスターグループ役職員等の職務執行にかかる事項について監査役に報告したモーニングスターグループ役職員等又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行なわないものとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
1 当社は、監査役の求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、モーニングスターグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
2 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、モーニングスターグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
3 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行なうものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行なうとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。
(10) 反社会的勢力排除に向けた体制
モーニングスターグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行なうなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、モーニングスターグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1 コンプライアンスに関する取組み
当社は、取締役会で、倫理規範としてコンプライアンス行動規範を制定し、当社のコンプライアンスの基本的姿勢を明確にするとともに、コンプライアンス規程を制定し、顧客、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保するために、コンプライアンス（法令遵守）に関する当社の基本事項を定めております。さらに、コンプライアンス・マニュアルを策定し、役職員の法令遵守のための具体的な行動内容を明確にしております。
「コンプライアンス行動規範」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」は、社内イントラネットと全社共有サーバに掲載し、役職員が常時確認可能な状況とし、役職員への周知徹底を図っております。
また、全役職員は、コンプライアンス行動規範やコンプライアンス規程の内容を理解して企業倫理を遵守する旨の宣誓書に署名して提出しております。
コンプライアンス担当役員は、年2回コンプライアンス・セルフアセスメントを実施し、コンプライアンスの状況をコンプライアンス・セルフアセスメント・リストに取り纏め、代表取締役及び常勤監査役に提出しております。コンプライアンス担当役員は、役職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組むコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施しております。
コンプライアンス・プログラムの一環として、全役職員に対してコンプライアンス関連の教育研修を実施しております。

2 取締役の職務執行に係る適正性、効率性の確保及び情報の保存・管理に関する取組み
当社は、企業経営の透明性と健全性を維持するために、経営責任と執行責任とを明確化し、経営全体の効率化と業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。また、監査を強化することにより、経営と執行に対する監視機能を高めております。
当社の意思決定機関として、取締役会が、法令・定款に定める事項ほか会社経営の重要事項を決定いたします。取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。2019年3月期は、取締役会を12回開催しております。
業務執行に関して、当社及び子会社の常勤の取締役及び執行役員で構成する常勤役員定例会を毎月1回開催し、業務執行に係わる重要事項を協議し、また、取締役及び執行役員間の意思疎通を図るとともに、業務執行を相互に監督しております。常勤役員定例会で協議した事項は、重要事項については取締役会で決議し、その他の事項は、稟議規程に則り、稟議承認したのち、代表取締役社長が直接ないし、執行役員に指示して、業務執行をしております。
常勤役員定例会には、社外取締役、社外監査役が出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。
当社は、取締役会の決議により営業・制作・管理等各部門のいずれからも独立した組織である内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。内部監査室は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などの内部管理体制の適正性を、総合的・客観的に評価し、その結果及び改善に向けた提案を内部監査結果報告書に取り纏め、代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は、監査の結果抽出された課題について、必要に応じて営業・制作・管理等に改善の指示を行ない、内部監査室は、各部門の改善活動のフォローアップを実施しております。

(2) 取締役の職務執行に係る効率性の確保及び情報の保存・管理に関する取組み
取締役会、常勤役員定例会の議事録、会議資料は、取締役会規則、常勤役員定例会規則及び文書保存管理規則に基づき、適切な保存・管理を行なっております。
取締役の稟議による承認は、稟議規程に基づいた稟議システムを構築しており、職務権限規程に基づいて、当該システムで承認を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、取締役の職務の執行に係る稟議書を保存・管理しております。

また、売上・仕入などの取引については、販売管理規定、債権管理規程、購買管理規程、稟議規程などに基づいた業務システムを構築しており、取締役は当該システムで職務権限規程に基づいて、売上・仕入などの取引の承認と業務処理を行ない、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保しております。当該システムで、販売・購買取引、債権・債務などの記録を保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会でリスク管理規程を制定し、また、グループリスク管理規程を制定いたしております。当社のみならず、当社グループに重大な影響を与える問題が発生した場合、あるいはその可能性が生じた場合の対応体制を明確にするため、リスク管理実施細則を制定し、リスクの種類別に管理手法・対応手続を定めております。
リスク担当役員は、当社および子会社について外部環境、業務プロセス、内部環境などに係るリスクカテゴリーごとにリスク情報を収集・分析するリスクアセスメントを年2回実施しております。リスクアセスメントは、リスク管理実施細則に定めているとおりにリスクが識別・評価し、リスクレポートに取り纏め、代表取締役社長、常勤監査役に報告し、必要に応じて対策を検討しております。

(4) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の代表取締役社長、取締役管理部長ほか取締役は、子会社の取締役・監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し、経営上の重要事項について、子会社取締役と協議し、その決定に参加しております。
当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「モーニングスターグループ」という）の経営管理会社として、財務の健全性ならびに業務の適切性の確保のため、各社の状況及び業態に応じて、リスク管理・コンプライアンス等の内部統制に関する指導・監督を行なうことを関係会社管理規程で定め、子会社とその旨の経営管理契約を締結しております。
当社は、関係会社管理規程及び子会社との経営管理契約に基づき、月次決算、財務状況、コンプライアンス状況・コンプライアンス・プログラム進捗、リスクの状況、子会社間取引などの報告を子会社から受けております。
当社の内部監査室は、子会社への内部監査を実施しており、または子会社自身が実施した内部監査結果の報告を受けております。
当社は、モーニングスターグループ全体の内部通報制度を、グループを代表して運営しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役会は監査役3名により構成され、各監査役は、取締役会に出席し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監視機能を果たしております。2019年3月期は監査役会を15回開催しております。
また、各監査役は、当社及び子会社の常勤の取締役及び執行役員が業務執行に係わる重要事項を協議し、取締役及び執行役員間の意思疎通を図る目的で毎月1回および必要に応じて開催される常勤役員定例会に出席し、業務執行に対する監視機能を果たしております。監査役監査の手続は、その概要を監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準で定めております。より詳細な手続は、常勤監査役が検討・作成し、監査役会の承認により決定しております。なお、監査役会は、常勤監査役が行なう日常の監査手続のほか、四半期に一度、社外監査役を含めた監査役4名で証憑・帳簿等の検証手続を行なっております。
監査役会は、社外監査役を含めて、四半期決算月には、代表取締役社長から、四半期決算以外の月には、管理部（経理・コンプライアンス・内部統制管轄部門）の責任者である取締役管理部長から、四半期・月次の報告を受けております。当該報告には、経営方針、損益状況のほか、コンプライアンス、内部統制の状況等も含まれており、必要に応じた質疑を行なっております。
また、管理部は、監査役の求めに応じ、即時に証憑・記録の提示、説明等を行なっております。
内部監査室は、代表取締役社長への内部監査結果報告書の報告の後直ちに、内部監査報告書を監査役会に報告しております。監査役会は、その内容について、質疑しております。そのほか、監査役会と内部監査室は、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などを相互に報告し、意見交換を行い、法令、定款、社内諸規程の遵守状況をについて認識を共有し、経営と執行に対する監視機能を高めるために連携をしております。
監査役会は、会計監査人から、監査体制・監査計画・監査実施状況・監査結果などについて、第2四半期・期末決算時に説明を受けております。
監査役会と会計監査人は、状況報告、意見交換を通じて、相互の監査実施状況・監査結果について認識を共有し、相互の監査について必要な連携をしております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、経理規程を制定し、基本的な会計方針は、経理規程に定められております。
売上・仕入などの取引について、経理帳簿に計上されるまでの業務処理の重要なプロセスで、発生する可能性のあるリスク・不正・誤謬とそれを防止する内部統制行為をＲＣＭ（リスク・コントロール・マトリクス）表で明確にし、業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。業務担当者に当該内部統制行為の一環として、取引の証拠となる証憑等を収集し、職務権限規程に基づく必要な承認を稟議システム及び業務システムで得ております。
内部監査室は、売上・仕入などの取引について、定められた内部統制行為が実施されているかを、毎月、サンプル検証しております。
社内情報システムについては、情報システム管理規程に基づき、システム開発管理、システム運用管理、データ管理、問題管理、外部委託管理、ネットワーク管理、ハードウェア管理、ソフトウェア管理、セキュリティ管理、ウイルス対策、リカバリー計画策定についてガイドラインを作成し、各々実施すべき統制項目を定め、情報処理業務担当者に当該内部統制行為を行なわせております。その記録を、年1回、内部監査室が検証し、各ガイドラインへの準拠を確認しております。
決算については、決算・財務報告プロセス体制、個別決算・連結決算体制、開示体制について、内部統制目標、達成すべきポイントを決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストに取り纏め、管理部（経理部門）が体制を整備・確認しております。当該決算・財務報告プロセス体制整備チェックリストは、内部監査室が検証しております。決算手続については、勘定科目別のリスク、リスクに対応して実施すべき決算手続を勘定科目別決算手続書に取り纏め、それに基づく勘定科目別決算手続チェックリストを作成しております。管理部は勘定科目別決算手続チェックリストで、決算手続きを確認し、その記録を、通期決算時に、内部監査室が検証しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

モーニングスターグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との情報交換を行なうなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。また、モーニングスターグループ役職員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

記載すべき事項はありません。

